

第 442号 答 申

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）の行った一部開示決定のうち、別表に掲げる「開示すべき情報」の部分を非開示とした決定は妥当でないもので開示すべきであるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年 4月18日、審査請求人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の児童記録、名古屋中央児童相談所（以下「児童相談所」という。）と一時保護施設及び名古屋市立大学病院（以下「市大病院」という。）がやりとりしたメール及び文書（日付を含むもの）並びに誰が本件児童を見ていたか等一時保護施設における本件児童の様子に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同年 5月25日、実施機関は、本件開示請求に対して、児童相談所が保有する本件児童に係る平成○年○月○日から平成○年○月○日までの記録（以下「本件児童記録」という。）を特定し、次の理由により一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

条例第20条第 1項第 7号に該当

児童相談所の評価及び判断が含まれる情報（以下「本件非開示情報①」という。）並びに関係機関等とやりとりをした情報（以下「本件非開示情報②」という。）等については、これを開示することにより、事務の性質上、事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 同年 6月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件児童が一時保護中に今までできていたことが全くできなくなって帰された。一時保護期間中に何があったのか。そこで悪くなったのかかもしれないと疑っている。

(2) 児童相談所は児童に係る相談、診断、評価、援助及び指導等（以下「相談援助活動」という。）の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言っているが、利用するのが無理であろうデイサービスの利用を勧めただけで、それらしいことは何一つしていないように見える。それなのになぜ相談援助活動の円滑な遂行に支障があると言われるのか分からない。

(3) 市大病院の医師は、児童相談所との連絡は当然ありますと言っていたため、やり取りの文書やメールがあるはず。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 特定した個人情報について

(1) 実施機関は、本件開示請求に基づき、児童相談所が保有する本件児童の情報を網羅した記録として、本件児童記録を特定した。

(2) 一般に、児童記録は、児童相談所が行った児童に係る相談援助活動の経過等に関する記載だけではなく、児童に対して相談援助活動を行うために必要と判断し、収集した情報すべてを一括して収録したものである。

(3) 実施機関は、児童相談所が管理するパソコンに保存されている電磁的記録についても、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するか確認しており、審査請求人が本件開示請求を行った時点において、本件児童に関する関係機関等との電子メールによるやり取り等の電磁的記録は存在しなかった。

2 条例第20条第 1項第 7号について

(1) 本件児童記録に含まれる本件非開示情報①を開示することは、審査請求人に本件に係る児童相談所の対応方針に対する予見を与え、審査請求人が児童相談所の対応方針を意識した言動等をとることも考えられるため、児童相談所の相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 本件児童記録に含まれる本件非開示情報②は、児童相談所以外の者に明らかにしないことを前提として提供されたものであり、これらの情報を開示することは、児童相談所と関係機関等との信頼関係を損ない、本件だけでなく、今後の児童相談所の相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第 5 審議会の判断

1 争点

以下の 2点 が争点となっている。

(1) 本件非開示情報①及び本件非開示情報②が、条例第20条第 1項第 7号に該当するか否か。

(2) 本件児童記録以外に本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第 1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断

されるべきものである。

3 本件児童記録について

児童記録は、児童相談所が児童に係る相談援助活動を行うにあたり、援助指針決裁書、経過一覧、児童相談受付票（受理会議資料）、各種会議資料、相談援助活動において連携が必要となった関係機関等とのやりとりの内容等が記録された文書等を一括してファイルに収録したものである。

当審議会が見分したところ、本件児童記録には、援助指針決裁書（以下「本件援助指針決裁書」という。）、経過一覧（以下「本件経過一覧」という。）、児童相談受付票（受理会議資料）（以下「本件児童相談受付票」という。）が収録されており、上記の相談援助活動に用いるために、実施機関の職員が本件児童の生活の様子や支援の内容を記録したものであることが認められる。

4 条例第20条第 1項第 7号該当性

本件児童記録について、実施機関は、第 4 2のとおり、本件非開示情報①及び本件非開示情報②が条例第20条第 1項第 7号に該当すると主張するので、まず、この点について判断する。

(1) 本号は、本市の機関又は国等が行う事務の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、非開示とすることを定めたものである。

(2) 本件非開示情報①及び本件非開示情報②は、児童相談所が行う本件児童に係る相談援助活動に関するものであるから、本市の機関及び他の地方公共団体が行う事務に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件非開示情報①及び本件非開示情報②を開示すると、当該事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件非開示情報①について

(ア) 実施機関は、本件非開示情報①には、児童相談所の評価、判断、方針に係る情報が含まれており、これらを開示することは、審査請求人に本件に係る児童相談所の対応方針に対する予見を与え、審査請求人が児童相談所の対応方針を意識した言動等をとることも考えられるため、児童相談所における相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について判断する。

(イ) 本件非開示情報①には、児童相談所が本件児童に対する相談援助活動を進めるにあたり、児童相談所の職員の医学的・心理学的・社会的見地による本件児童に関する率直な評価、判定、所見等が含まれていることが認められる。

(ウ) 児童相談所が児童に係る相談援助活動を行うにあたっては、児童の利益を最大限に考慮した上で、児童の保護者に対して、適切な時期に適切な内容を伝えながら相談援助活動を行う必要があると認められ、その際、児童の保護者の意に沿わない対応をせざるを得ないことがある。このような相談援助活動の性質に鑑みると、児童相談所の評価、判断、方針に係る情報を開示することにより、相談援助活動に不満を持つ保護者または児童（以下「保護者等」という。）から不当な要望等が示されたり、保護者等に対して今後実施機関が行う相談援助活動について予見を与えたり、保護者等がそれを意識した言動等をとる可能性を否定できない。

以上の点に鑑みると、児童相談所の評価、判断、方針に係る本件非開示情報①が開示されることにより、児童相談所の職員らによる率直な意見交換、正確な診断や公正な評価等が行えなくなる可能性があるなど、今後の相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められる。

(エ) したがって、本件非開示情報①を開示すると、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 本件非開示情報②について

(ア) 実施機関は、児童相談所が相談援助活動を行うにあたっては関係機関等との連携が不可欠であるが、本件非開示情報②に含まれる関係機関等からの聞き取り等によって収集した情報は、児童相談所以外に明らかにしないことを前提として提供されたものであり、これらの情報を開示することにより、関係機関等との信頼関係を損ない、今後の児童相談所における相談援助活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について判断する。

(イ) 本件非開示情報②は、児童相談所が相談援助活動の一環として関係機関等と連携し、情報交換を行った情報であり、児童相談所及び当該

関係機関等が行った本件児童に対する相談援助活動に関する情報のやりとりが含まれている。

- (ウ) 児童相談所における相談援助活動について、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正前の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の3は、地方公共団体の機関が、児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があるときは、これを提供することができるとしている。

また、児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。平成25年12月27日改正版。）は、児童相談所が連携をとるべき機関と主な事項として、保育所については保育の実施に関する事項、医療機関については医学的治療の依頼や被虐待児の通告等、民間団体については個別ケースにおける見守り的な支援（地域の実情に応じた柔軟で多様な連携を図る）等を挙げて、児童の利益を最大限に考慮した上で、相談援助活動を展開していくことが必要であるとしている。

- (エ) また、当審議会の調査によると、児童相談所には、上記の関係法令等に基づき児童虐待等に関する調査が必要な場合においても、関係機関等から強制的に情報を収集する権限はなく、児童福祉にかかる機関同士の相互信頼のもとにおいて連携し、任意で情報提供の協力を受けていると認められる。

- (オ) 以上のとおり、児童相談所における相談援助活動は、関係法令等に基づき関係機関等と連携しつつ進められ、その場合において関係機関等からなされる情報提供はあくまでも任意によるものとなっている。

これらの点に鑑みると、本件非開示情報②を開示することにより、実施機関と関係機関等の信頼関係を損なうとともに、当該関係機関等が児童相談所への情報提供に消極的になり協力が得られなくなるなど、今後の児童相談所及び当該関係機関等の相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) ただし、本件非開示情報①及び本件非開示情報②を開示することにより、以上に述べたような相談援助活動に支障を及ぼすおそれがあるかどうかは、当該情報として記載された内容・性質に応じて程度差があるものと考えられる。したがって、上記のおそれが抽象的なものに過ぎないと認められる場合には、これを開示しても、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。そこで、以下、この点についても判断する。

ア 児童相談所の評価や判断は、職員の一定の範囲内での裁量の下に行われるものであることが認められる。このため、評価や判断に係る情報が開示されることが前提となると、上記 4 (3)ア (ウ)で述べたように、児童相談所の職員らによる率直な意見交換や正確な評価、判断ができなくなり、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ しかし、本件非開示情報①のうち、職員による評価や判断に係る記述が少ないと認められる部分については、上記のようなおそれがあるとはまでは言えず、個人情報開示の原則に照らし、当該情報については、開示することにより得られる審査請求人及び本件児童の利益と、開示することにより生じる行政運営上の支障とを比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずるか否かによって判断することが妥当であると考えられる。

ウ このような見地から本件児童記録を見ると、本件経過一覧のうち、本件児童が一時保護されていた期間に作成された、平成〇年〇月〇日付け「調査・社会診断 指導 電話」記事にある情報は、実施機関の職員の主観的な評価や判断に係る記述が少なく、主に一時保護期間中の本件児童の様子が客観的事実を中心に記載されていると認められる。

エ したがって、一時保護期間中における本件児童の様子について記載された客観的事実の部分を開示したとしても、一時保護施設に業務運営上の支障が生ずるとは考えにくく、上記ウの客観的事実の部分を開示することにより、実施機関と関係機関等の信頼関係を損ない、相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(5) さらに、当審議会が本件児童記録を見分したところ、審査請求人がすでに了知していると考えられる情報が散見され、これらについて開示しても

実施機関が主張するようなおそれはないと考えられるため、以下、この点についても判断する。

ア 本件児童記録のうち、本件援助指針決裁書には、本件児童に関する援助の選択と理由、具体的援助内容、援助期間の目途等の内容が記録されており、本件児童相談受付票には、実施機関が児童の生活状況を把握するために作成する文書として、児童の氏名、住所、家族状況、面接内容等が記録されている。

イ 当審議会の調査によると、本件援助指針決裁書及び本件経過一覧には、本件児童の一時保護解除にあたり、平成〇年〇月〇日付けで審査請求人が児童相談所長宛に提出した誓約文に照らして、審査請求人がすでに了知していると考えられる内容が記載されている。

ウ また、本件児童相談受付票の「面接結果および指導事項」中に記載された情報のうち、審査請求人本人に関する個人情報、審査請求人がすでに了知している情報であると考えられる。

エ したがって、これらの情報を開示したとしても、児童相談所の相談援助活動の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(6) 以上のことから、本件非開示情報①及び本件非開示情報②のうち別表に掲げる情報以外の部分は条例第20条第1項第7号に該当すると認められるが、別表に掲げる情報は、同号に該当するとは認められない。

5 本件児童記録以外の行政文書について

(1) 審査請求人は、本件児童記録以外に、請求内容を満たす保有個人情報を開示するよう求めているので、本件児童記録以外に本件開示請求の対象となる保有個人情報が存在するか否かについて判断する。

(2) 児童相談所が管理する本件児童記録は、上記3で述べたとおり、相談援助活動を記載しただけのものではなく、児童相談所が本件児童に係る相談援助活動を行うために必要と判断し、収集した情報すべてを一括して収録したものと認められる。

(3) 当審議会の調査によると、児童相談所は、組織共有をする必要のある

電子メールの場合、経過一覧に転記するか、電子メールのあったことを記載した上で、追加の資料として電子メールを印刷して児童記録に綴るといふ運用をしていることが確認されたが、当審議会が本件児童記録を見分したところ、関係機関等とやり取りした電子メールの記録は確認できなかった。

(4) また、実施機関は、本件開示請求にあたり、児童相談所が管理するパソコンに保存されている電磁的記録についても確認したが、審査請求人が本件開示請求を行った時点において、本件児童に係る相談援助活動で行った関係機関等との電子メールによるやり取り等の電磁的記録は存在しなかったと主張しているが、上記(3)の運用を踏まえると、実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

(5) 以上のことから、本件児童記録以外に本件開示請求の対象となる保有個人情報存在しないと認められる。

6 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成28年 7月 6日	諮問書の受理
8月 5日	実施機関の弁明書の写しを受理
8月15日	弁明書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月14日	審査請求人の反論意見書を受理
平成29年12月 8日 (第233回審議会)	調査審議 審査請求人及び実施機関の意見を聴取
平成30年 1月12日 (第234回審議会)	調査審議
2月21日 (第235回審議会)	調査審議
3月16日 (第236回審議会)	調査審議
4月19日	調査審議

(第237回審議会)	
5月24日 (第238回審議会)	調査審議
8月 3日	答申

別表

頁	対象文書	開示すべき情報	
2	本件援助指針 決裁書	4. 児童に対する具体的援助内容	2行目から 4行目まで
		5. 家族に対する具体的援助内容	1行目から 3行目まで
13	本件経過一覧	平成○年○月○日付け「調査・社会診断指導 その他」記事	8行目11字目から11行目まで
		平成○年○月○日付け「調査・社会診断指導 電話」記事	5行目 1字目から26字目まで
			8行目15字目から 9行目まで
			13行目11字目から14行目17字目まで
15	平成○年○月○日付け「援助指針」記事	6行目から 8行目まで	
		12行目12字目から16行目まで	
22	本件児童相談受付票（受理会議資料）相談調整係用	面接結果および指導事項	1行目から 4行目まで
133	本件援助指針 決裁書	4. 児童に対する具体的援助内容	2行目から 4行目まで
		5. 家族に対する具体的援助内容	1行目から 3行目まで